

## 空家等対策事業への取り組みについて

本市においては、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行（平成 27 年 5 月 26 日全部施行）以降、次の取り組みを行ってきました。

### 1. 所管課を建築課に

平成 28 年度からの事業実施に向け、平成 28 年度における全庁的な機構改革に合わせて、空家対策の所管課を建築課としました。

### 2. 庁内連絡会議の設置

関係課による連絡調整を図るため、平成 28 年 1 月 26 日豊川市空家等対策庁内連絡会議設置要綱を定め、平成 28 年 2 月 12 日及び平成 28 年 7 月 22 日に豊川市空家等対策庁内連絡会議を開催しました。

|               |          |                     |
|---------------|----------|---------------------|
| （構成課）企画部企画政策課 | 総務部資産税課  | 福祉部介護高齢課            |
| 市民部人権交通防犯課    | 産業部商工観光課 | 環境部環境課              |
| 環境部清掃事業課      | 建設部都市計画課 | 建設部道路維持課            |
| 消防本部予防課       | 建設部建築課   | （平成 28 年 4 月 1 日現在） |

### 3. 平成 28 年度の取り組み

#### ① 相談窓口の一本化

空家等の対策事業は、建築、防犯、防火、環境及び衛生など多岐にわたり、関係課が多いため、相談窓口を一本化し、市民サービスの向上を図ります。

#### ② 空家等対策協議会の設置

空家等対策の推進にあたり、各方面からの意見集約の場として、空家等対策協議会を設置します。（平成 28 年 4 月 13 日豊川市空家等対策協議会設置要綱施行）

#### ③ 実態調査

空家等の対策を進めるうえで市内の空家等の実態を把握する必要があるため、市内全域の実態調査を行います。

### 4. 平成 29 年度の取り組み

#### ① 相談窓口【継続】

#### ② 空家等対策協議会の開催【継続】

#### ③ 空家等対策計画の策定【新規】

空家等対策協議会において空家等対策計画を策定します。